

# 旅 費 規 程

# 旅 費 規 程

## (目 的)

第1条 一般社団法人茨城県測量設計業協会（以下「協会」という。）の役員、会員が業務のために出張する場合の費用弁償及び協会就業規則第23条の規定に基づき職員が業務のために出張する場合の費用の支給については、この規程の定めるところによる。

## (旅 費)

第2条 旅費は、協会で定める順路によって計算する。ただし、業務の都合又は天災その他やむを得ない事由により順路によることが出来ないときは、実際の経路による。

## (不測の事態)

第3条 出張中、傷病又は不慮の災害のためやむを得ず滞在した場合は、その状況により会長が適当と認める旅費を支給する。

## (特別の事由)

第4条 出張中の用務又は出張地の状況、その他特別の事由により定額の旅費で支払いし難い場合は、実費払いとする。

## (職員)

第5条 職員が業務のため出張する場合は、出張命令簿に所要事項を記入し、会長の承認を受けなければならない。

## (概算払い)

第6条 旅費は、出発前会長の承認を得て概算払いを受けることが出来る。この場合、帰着後5日以内に精算しなければならない。

## (基 準)

第7条 旅費は、交通費、日当、宿泊料とし、次の基準により支給する。ただし、職員が役員と同行出張する場合は、第4条を適用する。

区分	鉄道運賃	航空機運賃	船賃	タクシーバス賃	日当	宿泊料
役員 会員 事務局長	(県内) 特急 実費 (県外) 特急 (指定) 実費	実 費	特 等 実 費	実 費	2,000 円	(県内) 10,000 円限度 (県外) 15,000 円限度
職員	特急 実費	実 費	特一等 実 費	実 費	(県外) 2,000 円	(県内) 8,000 円限度 (県外) 10,000 円限度

(その他)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議を経て総会において議決する。

付 則

- 1 旧旅費規定（昭和53年11月1日制定）は、廃止する。
- 2 本規定は、平成元年8月1日より実施する。
- 3 本規定は、平成4年10月1日より実施する。
- 4 本規定は、平成14年6月7日より実施する。

付 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。